

電気料金の経過措置に関する 検討課題について

2019年3月27日
資源エネルギー庁

本日の議論

- 2016年4月の小売全面自由化に際しては、「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じ、2020年3月末までは、全国すべての地域において、従来と同様の規制料金（経過措置料金）が存続することとなっている。
- 経過措置に関する検討課題のうち、燃料費調整制度については、昨年4月の小売全面自由化以降、多様な料金メニューの提供による新たな競争が進む一方、料金比較の基準となる大手電力の経過措置料金に燃料費調整があるため、新電力各社は必ずしも自社の電源構成と整合しない、大手電力と同一の燃料費調整を料金メニューに適用することが一般化している。
- また、同じく経過措置に関する検討課題のうち、最終保障供給制度については、小売全面自由化後、経過措置料金が存続する間、一般家庭等の低圧需要家が供給者を選択できないときは、大手電力会社の提供する経過措置料金が、セーフティネットとしての最終保障供給の役割を担っている。
※現状、特別高圧・高圧分野においては、一般送配電事業者が最終保障供給を実施。
- 本日は、経過措置の撤廃後の燃料費調整制度及び最終保障供給の在り方について、御議論いただく。

経過措置料金メニュー

- ・農事用、公衆街路灯向けメニュー等の経過措置料金メニューの在り方の検討

その他関連事項

- ・燃料費調整に関する仕組みの在り方や、常時バックアップ等、経過措置に関する事項の検討

料金制度等

- ・三段階料金制度

- ・最終保障供給制度

経過措置撤廃基準等

- ・経過措置撤廃基準等の検討
(消費者等の状況、十分な競争圧力の存在、競争の持続的確保等を勘案し、具体的かつ定量的な判断枠組みや、実効的な事後監視の仕組みを検討)

競争評価等

- ・競争評価の実施
(経過措置撤廃基準を踏まえ、経過措置維持のために指定が妥当と考えられる供給区域を検討。)
※必要に応じて、撤廃までに必要な追加的な条件等を提示。

配慮事項

- ・消費者への効果的な周知・広報活動の在り方
- ・経過措置撤廃に向けた大手電力会社の実務的手続 等

(参考) 検討スケジュール

2017 2018 2019 2020

10/24

電力・ガス基本政策小委員会

・経過措置料金メニュー、その他関連制度
(燃調、最終保障供給制度等)

意見
聴取

10/17

競争的な電力・ガス市場に
関する研究会

・競争評価の基本的枠組み

・経過措置適用区域指定等基準
の考え方
・競争状況の評価 等

経過措置専門会合

・経過措置適用区域指定等基準等の検討
・競争状況の評価 等

第3弾法施行前
の検証

2019

4月

経過措置
料金継続

規制料金
存続区域の指定

経過措置
料金解除

1. 燃料費調整制度について

(参考) 燃料費調整制度とは

- 燃料費調整制度は、事業者の効率化努力の及ばない燃料価格や為替レートの影響を迅速に料金に反映することにより、為替差益の消費者還元と事業者の経営環境の安定を目的として、1996年に導入された。
- その後、電力自由化が段階的に進められる中であっても、燃料価格や為替レートの変動を迅速かつ中立的に料金に反映する仕組みとして機能してきた。
- 2016年4月の小売全面自由化以降、多様な料金メニューの提供による新たな競争が進む一方、料金比較の基準となる大手電力会社の経過措置料金に燃料費調整があるため、新電力各社は必ずしも自社の電源構成と整合しない、大手電力会社と同一の燃料費調整を料金メニューに適用することが一般化している。
- 本日は、燃料費調整制度について、需要家と新電力双方の意見を紹介しつつ、経過措置料金撤廃後における本制度の考え方について、御議論いただく。

(参考) 燃料費調整制度の変遷

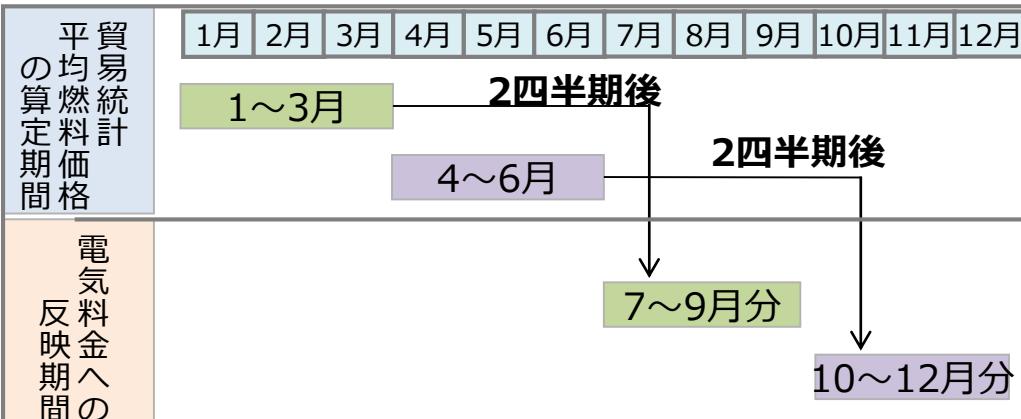
第5回電力・ガス基本政策小委員会
(2017.10) 資料5

- 2008年までの燃料費調整制度は、2四半期前の貿易統計における石炭・石油・LNGの輸入価格（燃料価格）の平均値に基づき、四半期ごとに、料金を自動的に調整する仕組みとなっていた（例えば、1～3月の燃料価格は同年7～9月の電気料金に反映）。
- 2008年の燃料価格の大幅かつ急激な変動等、電気事業を取り巻く状況変化を踏まえ、燃料価格の変動をより迅速に料金に反映させるとともに、料金変動を平準化するため、2009年に制度改正が行われた。

料金反映イメージ

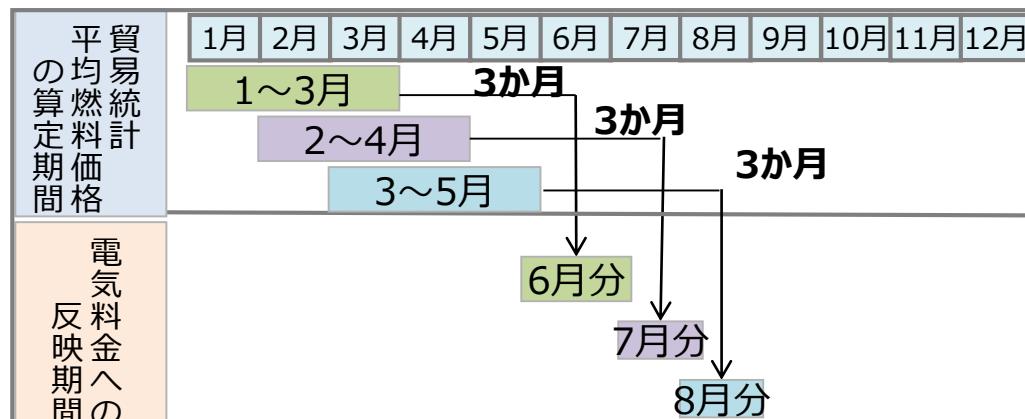
改正前（～2008年）

- 四半期毎の平均燃料価格を、2四半期後に反映。
- 燃料価格の大幅上昇時の影響を和らげるため、自動調整される料金の幅に一定の上限。（基準時点の+50%、下限値設定なし）
- 価格変動が±5%以内の場合は、調整を行わない。（非調整バンド）



改正後（2009年～）

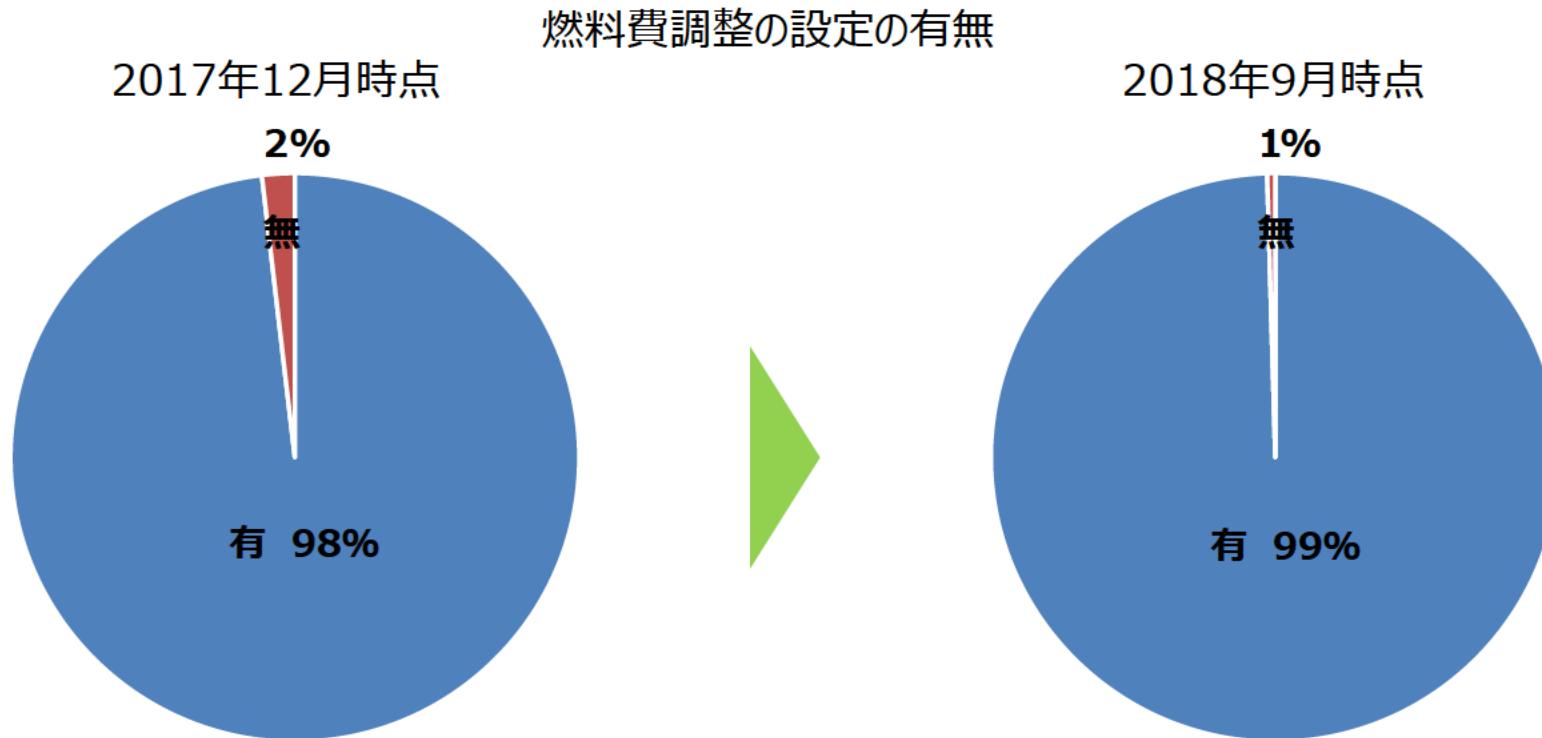
- 料金反映までの期間を1ヶ月短縮し最短である中2ヶ月にし、3ヶ月分の平均燃料価格を毎月反映する仕組みに。
- 上限値の設定は引き続き維持。
- ±5%以内の非調整バンドは廃止。



(参考) 燃料費調整の設定状況

第14回電力・ガス基本政策小委員会
(2018年12月)資料8

- 大手電力（旧一般電気事業者）はもとより、新電力においても、ほとんどすべての自由料金メニューに燃料費調整が設定されている（1319件のうち約99%）。
- 燃料費調整「有」としたメニューの多くが、料金比較の容易さの観点等から、販売する供給区域の大手電力（旧一般電気事業者）が設定している燃料費調整単価と同額を用いている。



(参考) 燃料費調整を設けない新たな料金メニュー

第5回電力・ガス基本政策小委員会
(2017.10) 資料5 一部修正

- 近時、燃料費調整とは異なる独自の調整項を設ける料金メニューや、そもそも調整項を設けない固定料金メニューも提供され始めている。

事業者	調整項	概要
新電力X	調達価格	過去3ヶ月の仕入価格を開示し、その実績をもとに、仕入基準値より安くなった場合には、請求月の電気代から割引
新電力Y	市場価格	従量料金単価が日本卸電力取引所における約定価格に連動して毎月変動 ※法人向け
	なし（固定単価）	あらかじめ決められた契約期間中（1～3年）、基本料金単価および従量料金単価を固定 ※法人向け
(参考)諸外国の例	なし（固定単価）	一定の期間(四半期、1～3年等)、従量単価を固定し、一定期間終了後時点の燃料価格に併せて料金改定

◎需要家側から、契約期間中の電力量単価を固定化する仕様書を定める事例もある。

(参考) 経済産業省総合庁舎で使用する電気の調達(2019年度分)

- 昨年度に引き続き、経済産業省において、燃料費調整を前提としない料金メニューに基づく電気の調達(公募)を実施。
- 複数者からの応札があり、下記のとおり、最低価格を提示した事業者が落札。

落札事業者	株式会社V-Power
落札金額	129,537,901円 (税抜)
平均単価	14.91円



【会社概要】

- 株式会社V-Power
- 本社所在地：品川区東品川三丁目6番5号
- 代表取締役 小室 正則
- 2013年事業開始
- 売上高93億円 (2018年3月期)
- URL：<http://www.v-power.co.jp>

2019年度経済産業省総合庁舎 入札条件概要

- 契約電力：2,600kW
- 予備電力：2,600kW
- 予定使用電力量：8,690,582kWh (負荷率：38.2%)
ただし、予備電力については、予備線から予備電源に切替予定。

【参考1】

東京電力EPの電気需給約款【特別高圧】の特別高圧電力Aを適用した場合の試算値

価格 164,525,641円 (税抜)

ただし、上記試算値は燃料費調整を考慮していない数値。

【参考2】

2018年度内容・実績

契約電力：2,600kW 予備電力：2,600kW

予定使用電力：8,368,750kWh (負荷率：36.7%)

落札価格：121,576,924円 (税抜)

平均単価：14.53円

(燃料費調整を前提としない料金メニューに基づく契約。)

■ エネルギーを活用した地域創生トータルサポート事業



地域エネルギーを地域主体で活用する仕組み作りから運用・運営の自立に至るまでトータルサポートしエネルギーコストの低減・エネルギー効率の強化を図るだけでなく、新たな地域サービスの創出や起業誘致などを促す『エネルギーを基軸とした地域創生』を目指す。
(事業例)自治体による新電力「株式会社中之条パワー※」の設立・運営をサポート。

※群馬県中之条町内の太陽光及び小水力発電所等電気を町内を中心に供給。

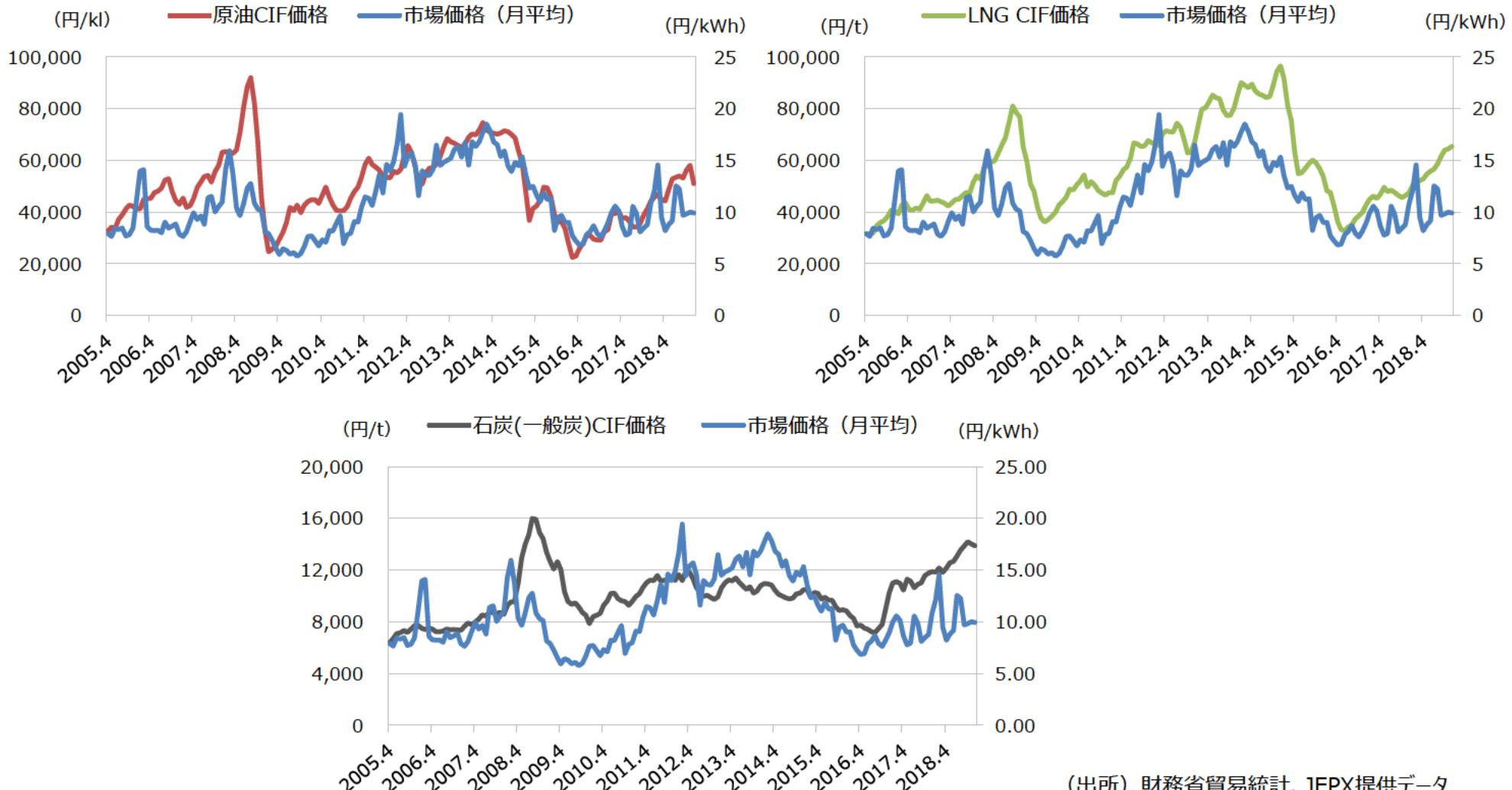
■ V-Powerの販売電力量に同社が調達した電源相当量を充当した割合 (2018年4月～12月実績値と2019年1月～3月想定値による暫定値)

- ①FIT電気 (太陽光発電) 44%
- ②再生可能エネルギー (バイオマス、水力発電) 16%
- ③天然ガス 1%
- ④旧一般電気事業者 (常時バックアップ等) 20%
- ⑤日本卸電力取引所 19%

(出所) V-Power提供データ

(参考) 卸電力市場価格と燃料価格の推移

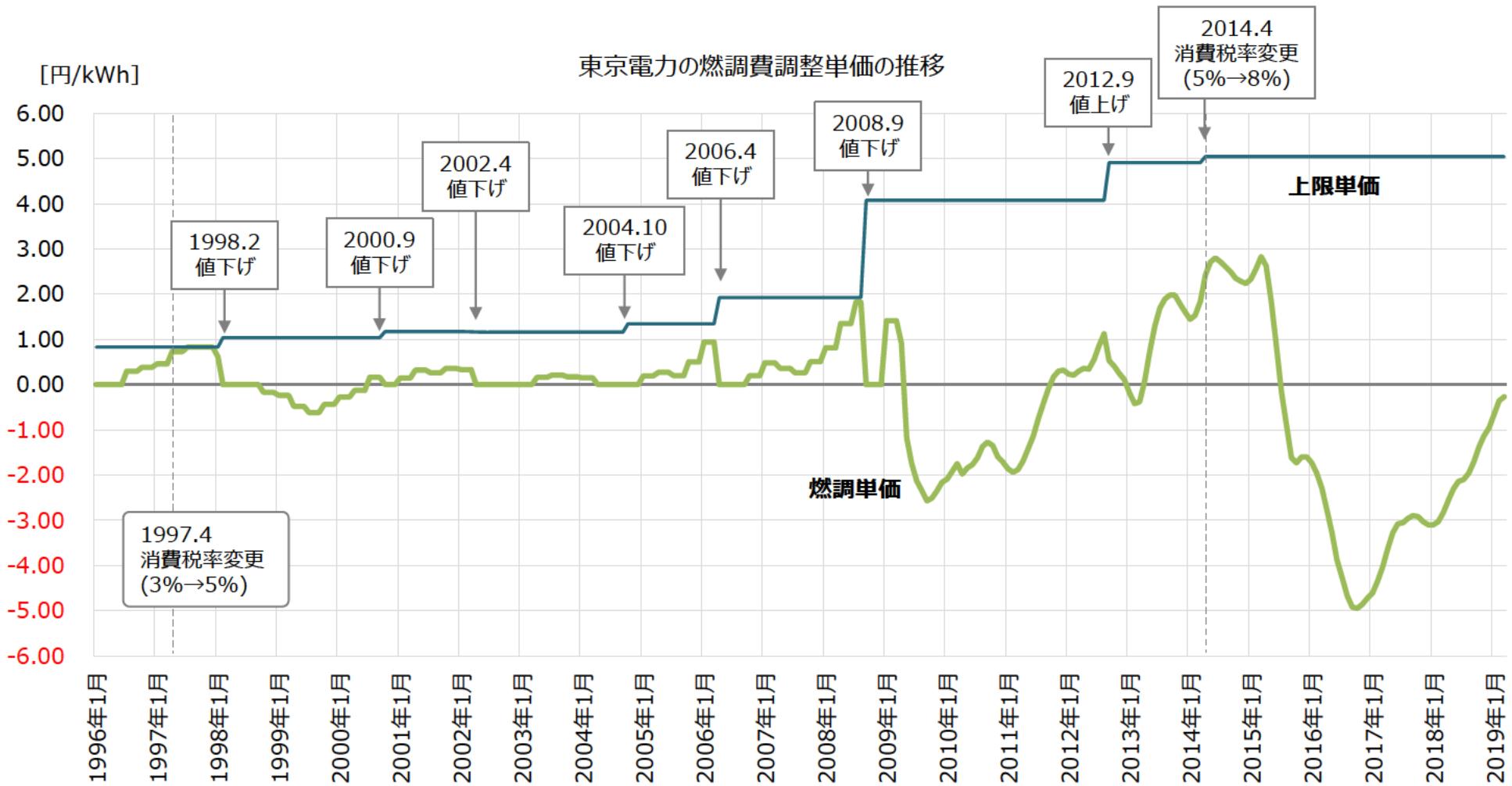
- 卸電力取引所における市場価格（スポット市場）と燃料平均価格には、一定の相関性が見られる。



(出所) 財務省貿易統計、JEPX提供データ

(参考) 燃料費調整単価推移 (東京電力)

- 東京電力における燃料費調整単価推移は以下のとおり。



※東京電力では2007年4月以降、消費税込みの単価を使用。

燃料費調整制度についての意見（需要家）

- 燃料費調整制度に対する需要家の意見概要は以下のとおり。

※需要家からの意見総数は 57 件。

＜需要家の意見＞

- 固定料金で長期契約を締結できれば、安定的な予算管理が見込める（官公庁）
- 燃調は月々の変動が大きく、年間の必要経費が見込めないため、固定された方がいい（官公庁）
- 年間予算は前年度に編成するため、下がる分には問題ないが極端に上がると補正予算に苦慮する。単価はせめて前年度には確定し1年間変動ないようにして欲しい（官公庁）
- 仮に新電力が独自の燃調フォーミュラを設定した場合、実質的な支払額がいくらになるのか、大手電力会社と比較して安くなるのか、高くなるのかが、消費者から見れば分かりにくくなってしまうおそれがある（消費者）
- 小売営業指針等で、小売電気事業者に対して、分かりやすく事実を説明することを義務付けることは最低限必要であるが、小売電気事業者がこれに従ったとしても、一般消費者の多くが燃調制度の理解が浅いところ、単なる事実説明だけでは、消費者の誤認を防ぐことは困難であることが想定される（消費者）
- 現在は、燃調制度によって、燃料費の変動に応じて電気料金の変動及びその程度(金額)が根拠を持って示されている。しかし、この仕組みが廃止されると、特に根拠を示すことなく、燃料費の変動に対応した値上げ（下げ）幅やその対応スピードを恣意的に変えることが出来るため、結局は電気料金の値上げにつながるよう思う（消費者）

燃料費調整制度についての意見（新電力）

- 燃料費調整制度に対する新電力の意見概要は以下のとおり。※新電力からの意見総数は43件。

＜新電力の意見＞

（需要家の比較容易性）

- ・ 料金比較のために大手電力会社の燃調と連動させているが、経過措置撤廃後については未定
- ・ 大手電力会社の燃調と連動させており、経過措置撤廃後についても需要家が料金比較を行い易いよう、大手電力会社と同様の仕組みを採用予定
- ・ 経過措置撤廃後はスポット価格連動型が望ましいが、需要家にとって分かりづらいため、価格固定型を中心に、他社の動向を見て決定する予定
- ・ 各社ごとに異なる燃料費調整の仕組みが導入された場合、需要家視点からは他社料金との比較検討が困難となる
- ・ 経過措置撤廃後に大手電力会社や新電力が個々に独自の調整項を設けた場合、スイッチング時の価格比較が難しくなるのではないかという懸念がある
- ・ 現状の燃調制度は、横並びのため需要家に受け入れやすくなっているが、大手電力会社に燃料費を調整する仕組みをメニュー毎に自由に作られてしまうと、新電力は追従するのが困難となり、競争が阻害される恐れがあるため、一定の規律が必要と考える
- ・ 経過措置撤廃後においても大手電力が新たに用意する自由料金メニューをベースに料金メニューを設定する予定なので、大手電力会社の新たな自由料金メニューについては、撤廃前少なくとも1ヶ月前には公表して欲しい
- ・ 需要家が調整価格について誤認しないような説明の仕方について、行政側の指導があるべきと考える
- ・ 卸元である大手電力会社からの調達に関する同様の仕組みなので、この仕組みが無くならない限り現在と同様の方式で行わざるを得ない

（その他）

- ・ 大手電力会社の燃調と連動させているが、燃調がマイナスの場合、売上は減る一方で、調達コスト（卸市場価格）はそれほど減らないため、収益を圧迫する要因の1つとなっている。
- ・ 送配電のエリアに依存するような燃料費調整単価はもはやあまり意味がなくなってきたため、全国大である程度統一した指標としてもよいのではと考える
- ・ 燃調制度の撤廃にあたっては、先物市場の設立や先渡市場の活性化等のリスクヘッジ手段の充実が必要と考えている
- ・ 調達コスト低減のために毎年最適なポートフォリオを組んで電源調達を行う新電力にとっては、独自の調整項を設計することは困難であり、現在のような大手電力会社のような指標があるとありがたい
- ・ ガス市況のように、顧客説明において、CP,FOB等全体で指標となる公平な数値があると良く、かつ市況価格状況の一般市民への認知の向上が必要

(参考) 燃料費調整制度に関する審議会等における意見①

- 消費者にとっては料金比較を行いやすくするため燃料費調整制度は必要であるという意見や、燃料費調整制度がなくとも比較は可能という意見があった。

【第1回 電気の経過措置料金に関する専門会合（2018年9月）】

○大石委員

電力料金の燃料費の調整制度についてです。自由化に伴い、従量料金だけなど多様なメニュー、またはガスや電気通信などのセット販売やポイント提供など、電気料金自身の値段がわかりにくい料金体系となっています。電力料金部分が不透明なセット価格は、消費者を混乱させる要因ともなります。また、イギリスでは、料金メニューが多過ぎて苦情となり、最終的に数種類に統一したという話も聞いております。これまでの燃料費調整額を用いた各電力小売の料金提示は、料金実態を比較しやすい情報提供でした。そういう意味で基準指標としての燃料費調整額は、これまでどおり情報公開をすべきだと考えます。

また、消費者が電気に求める情報提供をさらに充実させて、今後、消費者がさらに安心して積極的に電気を選択できる環境を整える必要があると思っておりますので、今回のご議論に反映させていただければありがたいです。

【第2回 電気の経過措置料金に関する専門会合（2018年10月）】

○陶山 北九州市消費者団体連絡会参与

これまで開示されていた電力に関する基本的な情報がみえなくなる懸念があります。また、セット販売などが進み、電力料金自体の比較、電力料金の適正性の判断がしにくくなる懸念があります。燃料費調整制度のよう比較でき、消費者にとってわかりやすく納得性の高い情報の提供を要望します。自由化の目的の一つである「選択できる」ようにするために、消費者の権利の視点から施策を進めてください。

【第1回 電気の経過措置料金に関する専門会合（2018年9月）】

○松村委員

大石さんのはうから燃料費調整制度について書かれた文書が提出されたのですが、私はこの文章は、今の燃料費調整制度は比較しやすくとてもよいので、このまま維持してくださいというお願いではないと理解しています。仮に調整制度があったとしても、事業者ごとにばらばらになると、消費者はとても比較しにくいという弊害がある。もしそういう事態に移行するのであれば、この点を少し考えてくださいということ。極端なことをいえば、全事業者が燃料費調整制度を採用しないというのも比較しやすい状況なので、これも否定するものではない。もし変わるのですると少し考えてくださいということをおっしゃっただけで、草薙委員が選択肢として言及した、仮になくなってしまう状況も当然、許容範囲というと変なのですが、ここで大石さんが否定したものではないと理解しています。したがって、今ま
まま継続してくださいという要請ではなかったということを、一応知識としてそろえたいと思って発言しました。

(参考) 燃料費調整制度に関する審議会等における意見②

- 燃料費調整制度は企業のリスクを需要家に転嫁するものであり、先物市場等のヘッジ商品が育たないという意見があった。

【第1回 電気の経過措置料金に関する専門会合（2018年9月）】

○草薙委員

電力料金の燃料費調整制度の部分ですけれども、これを基準指標とされることは短期的に可能であっても、中長期的な観点からは、そもそも小売全面自由化の趣旨に整合しない可能性があると思われます。製造業全般にいえることですけれども、輸入原材料費の変動というのは、もちろん大きくなればなるほど製品価格に影響してくるわけでございますけれども、企業努力で顧客のために少々の原材料費の値上げといったことは吸収していくということはよくあることでございます。いってみれば、電気も同じような世界に入っていっていただくということが必要なのではないか。我が国の燃料費調整制度というのは、企業のリスクを顧客に転嫁するものだということもいえるわけでございまして、また絶対に必要な制度であるわけでもなく、現に我が国では、小売自由化の進展に伴って導入され、また精緻化されていったという歴史がございます。ですから、金科玉条のように燃料費調整制度のことを考える必要もないのではないかと考えます。

【第5回 電力・ガス基本政策小委員会（2017年10月）】

○松村委員

次に、燃料費調整制度なのですが、私、これ経過措置料金と本質的に関係ないんじゃないかなと思います。これは別立てでちゃんと議論しなければいけない。それは残るか残らないかと関係なくやらなければいけない。これに関しては、顧客が望んでいるんだからいいじゃないかというのは、本当にいいかどうかというのを考える必要があります。これ、私は明らかにネットワーク外部性があると思っていまして、つまりどういうことなのかというと、今、エリアの支配的事業者がこういう燃料費調整を入れていると。そうすると、新規参入者は、それよりも安いということをアピールするためには、同じ料金体系で同じ調整で少し安いよと見せるという必要が出てきて、採用するインセンティブがすごく出てくる。

さらに、顧客の方としても、ほかの大多数がその調整というのを選んでいるのに、自分だけ選んで、その結果として、結果的に損したというと、すごく損した気になって、採用した人の責任問題も問われかねないとかいうようなことで、みんながこれを使っているから自分も使わざるを得ないというような、そういうような側面があるのではないかと思います。

そうすると、なぜ選ばれているのかというと、それはみんなが選んでいるから。なぜみんなが選んでいるのかというと、昔々、大昔に規制だったときに当然のようにそれを入れて、それを支配的事業者がそのまま引きずっているからそうなっているんだとすると、これ本当に社会全体にとってみていいことなのか、みんなが同じような燃料費調整というのを考えるのが仮に望ましいとしても、今のやり方が本当にいいのだろうかということを考えたいということがあって、事務局がこういう提案をしたのではないかと予想しています。勝手な予想なんで、もし違っていたらご指摘ください。さらに言うと、そのような制度を設けている結果として、リスクが小さくなって、その結果として安い価格で供給できますというのは、これはいいことではあるんだけれど、一方で、こんな便利な制度があるために、簡単に転嫁できるという便利な制度があるために、今までたっても先物市場のようなものが育たないというような側面、LNG市場とか、そういうようなところで電力の先物市場が育たないなんていうようなこともあるのではないかと。そうだとすると、それをちゃんとアンバンドルして、それぞれの様子ごとに適切な先物市場というのができる、リスクがヘッジできるという状況のほうが本当は望ましいんじゃないかという、こういう問題意識もあったのではないかと予想します。いずれにせよ、これは顧客が選んでるんだからいいんだということではなくて、やはり確かにいろんな問題が起こっていっているというのは、この事務局の資料からも明らかなので、結論はどうなるかは別として、きちんと議論する必要がある問題だというふうに認識しています。

(参考) 燃料費調整制度に関する審議会等における意見③

- 需要家のニーズを踏まえ、事業者側のリスクを勘案しつつ、需要家の混乱を招かないよう説明責任を果たすべきという意見があった。

【第5回 電力・ガス基本政策小委員会（2017年10月）】

○武田オブザーバー

燃料調整制度について意見を述べさせていただきたいと思います。18ページに経緯が示されていますけれども、為替レートの変動とか、燃料価格を迅速かつ中立的に反映させる仕組みとしてこれまで機能してきたということと、それから、経済情勢をできるだけ料金に反映するという需要家ニーズにも応えるものであったと認識しています。新電力としては、市場シェアが一番、最も高い旧一般電気事業者のプライスリーダーですので、その一般電気事業者の価格として新電力の価格がどうかということを訴求するために、需要家から見てわかりやすい、比較しやすいということで、旧一般電気事業者の燃料調整費に合わせている形をとっているわけですが、見方を変えると、新電力の電源構成は違うんだけれども、リスクは新電力のほうでとることによって、需要家のほうについてわかりやすい料金体系を提示すると、こういう目的で行っています。ただ、23ページに書いているような、こういう若干理不尽扱い方は弊社としては行っておりませんので、改めて。経過料金が、今、撤廃するということも視野に、いろんな検討を進められると思うんですが、需要家から見た場合、これまでの電気料金といった比較がどうなるんだろうとか、それから、電気料金の中にこういう燃料調整費が入ることによって、事業者間の比較が非常ににくくなつて、需要家の選択する上でのいろんなデータとしてなかなかわかりにくくなる、このようなことが懸念されますので、今後、検討する上においては、需要家が混乱を招かないということも十分配慮した上で進めてほしいと思います。

【第5回 電力・ガス基本政策小委員会（2017年10月）】

○秋元委員

燃調の話なんですけれども、これも小川室長は非常に慎重に言葉を選んで説明されていたので、そうかなという感じなんですけれども、若干この論点が何なのかということが少しはっきりしなかったというのがちょっと感想です。要は、2020年以降どうしようかという議論なのか、ただ、この説明からすると、2020年前の経過段階でこれをどうしようかという議論なのか、ちょっとそこの意図が、私にはちょっとクリアじゃなかったと。それと、こういう料金設定、今もちょっとコメントがありましたけれども、自由化しているので、その中でやっぱり企業ごとに戦略を持ちながら自由に料金を設定していくということは基本的には妥当だろうというふうに思いますので、こういう料金設定をしているからといって、何かけしからんというのもおかしいんじゃないかなというのが私の感想です。もちろん消費者に対して不適切な説明をしているということがあれば問題だらうと思いますし、この23ページ目でも、小川室長のご指摘だと、これは公共団体とかからの発注の段階での仕様に従ってこういうものが起こっているということをちょっとおっしゃられたと思うんですけれども、そうであるとすれば、それは仕様をどう書くかという問題なんだろうと思うので、そこを指摘されているのか、ちょっと全体として何を課題とされているのか少しわかりにくかったというのが私の感想です。

○廣江オブザーバー

それから燃調、燃料費調整制度です。先ほど、松村先生がおっしゃいました当然のごとく入ってるということは、この数十年ぐらいはそうかもしれません、これもご承知かもしれません、49年ぐらいからずっとこの議論がありまして、なかなか、やはり実施に踏み切れないなという中で、平成8年だったと思いますが、その時の料金からようやく入ったと。それでももう20年経っていますから、それを当然のごとくやっているということかもしれません、いずれにしてもそのような歴史があることはまず一つ事実であります。その上で、私が申し上げたいのは、自由料金の中におけるこの燃調をどうするかというところであります。まさにこれは自由料金であります。なおかつ、これを入れるかどうかというのは、一つはお客様に料金固定のニーズがどれくらいあるのか。一方で、私ども事業者のほうに料金を固定できるような手段、逆に言えば、先ほどこれも松村先生からもお話をましたが、石油価格の変動に対するヘッジ手段どれくらい我々が持ってるかと、このようなことを総合的に勘案をして、ビジネスとして成り立つかどうか、これはもう需要者が基本的には判断するということだと思っております。

論点： 燃料費調整制度の方向性について

- 燃料費調整制度は、燃料価格や為替レートの変動を迅速かつ中立的に料金に反映させるものであるが、経過措置料金規制が撤廃された後については、基本的には制度としては存続しないこととなる^(※1)。その上で、事業者が自由料金メニューとして燃料費調整を行うことは、需要家に対する説明責任を果たした上であれば、他の事業者と合意の上実施する場合（独占禁止法上、カルテルと評価される場合）を除き、原則として事業者の自由となると考えられる。
(※1)離島ユニバーサルサービスに係る燃料費調整を除く。
- 他方、燃料費調整制度は、一面では、需要家にとって、電気料金の比較を行う上で、基準指標となる大手電力会社の燃料費調整項を用いることで分かり易く、納得性の高い比較が可能となるため、燃料費調整制度は必要であるという意見がある。
- 実際に新電力も、全ての大手電力会社が燃料費調整を行っている現状においては、参考すべき価格指標が限定されるため、料金比較を需要家に効果的に訴求するべく、大手電力会社の燃料費調整項を用いることが一般化している実態^(※2, 3)がある。
(※2)これらの実態を踏まえれば、仮に経過措置が撤廃された後であっても、制度としての燃料費調整はなくなるものの、大手電力会社、新電力の双方で小売料金における燃料費の調整が一般化していることを踏まえると、引き続き商慣習として存続する可能性も考えられる。
(※3)燃料費調整制度の存在が、先物市場の育成に影響があるとの意見もあった。
- 上記を踏まえると、料金比較の観点で需要家が求めているものは、料金メニューの比較容易性^(※4)（あるいは選択したメニューが他のメニューより継続的に安価であること自体）であって、必ずしも燃料費調整制度そのものではないと考えられるのではないか。
(※4)大手電力会社、新電力の双方で小売料金における燃料費の調整が一般化している実態を踏まえれば、需要家にとって、燃料費調整制度が存在することで、事業者間の料金比較可能性の向上に寄与する側面があると考えられるものの、燃料費調整制度のみで事業者間の料金比較が容易に実施できるとは限らないことに留意する必要がある。
- そうであるとすれば、経過措置料金が撤廃された後において市場シェアの大きな事業者が標準的な電気料金メニューを定め、それを公表^(※5, 6)していく等、需要家にとっての比較容易性を確保・向上していくことが望ましいと考えられるのではないか。
(※5)標準メニューとして、固定料金型のメニュー、市場連動型のメニュー、燃料費連動型のメニューなど、どのようなメニューをどのように定義し、これらがどのように公表されると、比較容易性が確保されるかについては、更に議論が必要。
(※6)また、こうした措置を実現するためには、新たなシステムを開発することも必要と考えられるため、一定のリードタイムが必要となることにも配慮が必要。
- このため、事業者が燃料費調整を行うことについては、経過措置料金規制撤廃後は原則として自由となることを前提に、経過措置が撤廃されるまでの間に、上述の方向性を踏まえながら、需要家にとっての比較容易性の確保・向上について引き続き詳細検討を行っていくこととしてはどうか。

2. 最終保障供給制度について

本日の議論

- 経過措置に関連する検討課題のうち、最終保障供給制度については、2016年の小売全面自由化後、経過措置料金が存続する間、一般家庭等の低圧需要家が供給者を選択できないときは、大手電力会社の提供する経過措置料金が、セーフティネットとしての最終保障供給の役割を担っている。
※現状、特別高圧・高圧分野においては、一般送配電事業者が最終保障供給を実施。
- 経過措置の撤廃後においては、低圧分野においても一般送配電事業者が最終保障供給約款を設定し、約款に基づく供給条件により最終保障供給を行うこととなっており、供給者を選択できない場合のラストリゾートとしての機能を担うこととなる。
- 本日は、経過措置の撤廃後の最終保障供給の在り方について、御議論いただきたい。

- 小売全面自由化の実施後、誰からも電気の供給を受けることができない需要家に対しては、一般送配電事業者が最終保障供給約款に基づき、電気の供給を行うこととなる。
- 他方、電力システム改革専門委員会報告書においては、「あくまで最終保障はセーフティネットであり、需要家が最終保障サービスに過度に依存することや、送配電事業者が最終保障サービスのための電源を自ら保有することは、この制度の想定するところではない。」とされている。20
- このため、**最終保障供給約款の料金メニューについては、**現在一般電気事業者が作成している特別高圧・高圧の需要家に対する最終保障約款と同様、**一般送配電事業者が最終保障供給に要するコスト等を勘案し、説明責任を果たしつつ、自ら設定することとしてはどうか。**

※経過措置期間中においては、経過措置約款に基づき、低圧需要に対する最終保障供給が行われることから、最終保障供給約款には高圧・特別高圧需要に応ずるためのメニューのみが設定されることとなる。

※現行の最終保障約款においては、一般電気事業者が設定している標準メニューの2割増しの料金が設定されている。

(参考) 電力システム改革専門委員会報告書

あくまで最終保障はセーフティネットであり、需要家が最終保障サービスに過度に依存することや、送配電事業者が最終保障サービスのための電源を自ら保有することは、この制度の想定するところではない。このため、送配電事業者の責任や業務の範囲が無制限に拡大しないよう配慮した適切な制度設計（効率的な扱い手への委託を可能とする等）が必要である。

(参考) 検討の方向性

- 低圧分野の小売規制料金に関する経過措置を撤廃した場合、最終保障供給の料金は、一般送配電事業者において、「最終保障供給に要するコスト等を勘案し、説明責任を果たしつつ、自ら設定」の上、経済産業大臣に届け出こととされている。
- その場合、経済産業大臣は、一般送配電事業者の設定する最終保障供給の料金が、「社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、最終保障供給約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがある」とときは、その変更を命じることができる。
- したがって、具体的にどのような場合に変更を命じることとなるかを念頭に、料金メニューの構成や具体的な料金単価設定方法を含め、経過措置の撤廃までに、最終保障供給の在り方を整理する必要がある。
- その検討は、具体的にどのような場合に経過措置を撤廃するかという、経過措置の撤廃基準の検討と密接に関連することから、最終保障供給の在り方については、低圧分野における競争の実態等を踏まえつつ、経過措置の撤廃基準の検討と並行して検討を深めていくこととしてはどうか。

最終保障供給利用主体

- 最終保障供給の利用主体としては、例えば、①小売電気事業者の倒産・事業撤退により強制的に契約切替を余儀なくされた需要家や、②料金不払いにより小売電気事業者との契約を解約された需要家等が想定され※、最終保障供給は、このような需要家のセーフティネットとして機能することが期待される。

※1 東京電力パワーグリッドからの聞き取りによれば、特別高圧、高圧分野において、最終保障供給に至る理由としては、電気料金の不払いにより小売供給契約を解約された需要家が、次の小売電気事業者と契約をするまでに一時的に利用するケースが大宗を占めるとの由。

※2 低圧分野においては、2017年度、約235万件（データの確認ができなかった中部電力、関西電力は含まれていない。）の需要家が電気の供給停止を受けている。そのうち、東電エリアの規制料金メニュー需要家においては、料金の不払い等により、約130万件の供給停止が行われ、その後解約に至った案件は約14万件（約11%）存在する。

- 他方、電力システム改革専門委員会報告書においては、「あくまで最終保障はセーフティネットであり、需要家が最終保障サービスに過度に依存することや、送配電事業者が最終保障サービスのための電源を自ら保有することは、この制度の想定するところではない。」とされており、こうした需要家にあっても、直ちに最終保障供給を申込むのではなく、まずは現契約の継続や、小売電気事業者に対して新たな契約を申込むことを基本とすることが適当と考えられる。

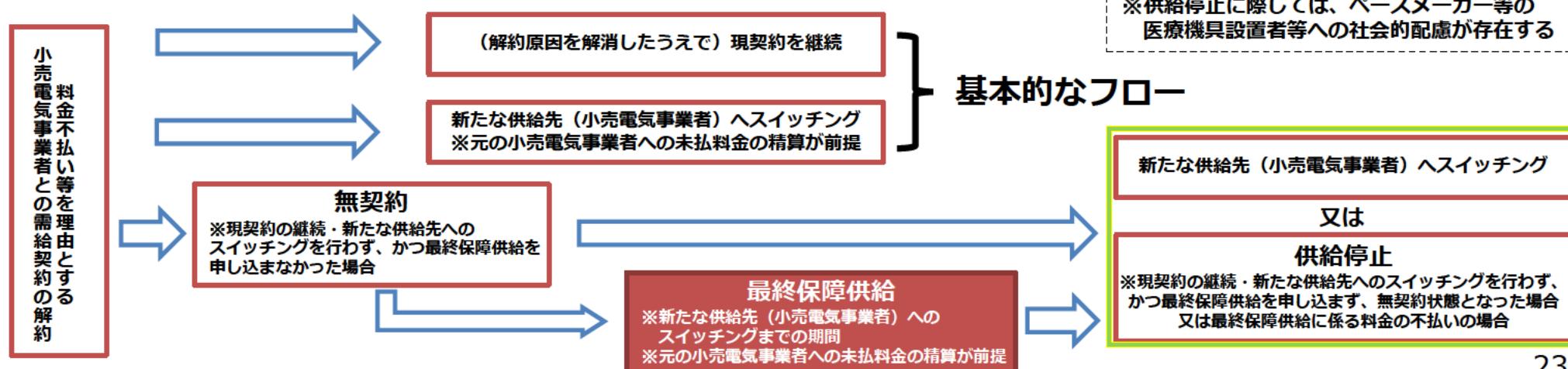
(参考) 想定される最終保障供給

- 経過措置撤廃後に低圧需要家が最終保障供給を受けるケースとして、契約先の小売電気事業者の倒産・事業撤退や、料金不払い等を理由とする小売電気事業者からの供給拒否等の理由により、一時的に最終保障供給を受けることが想定される。

<ケース1> 契約先の小売電気事業者の倒産・事業撤退



<ケース2> 料金不払い等を理由とする小売電気事業者からの供給拒否



(参考) 特別高圧・高圧の最終保障供給実績

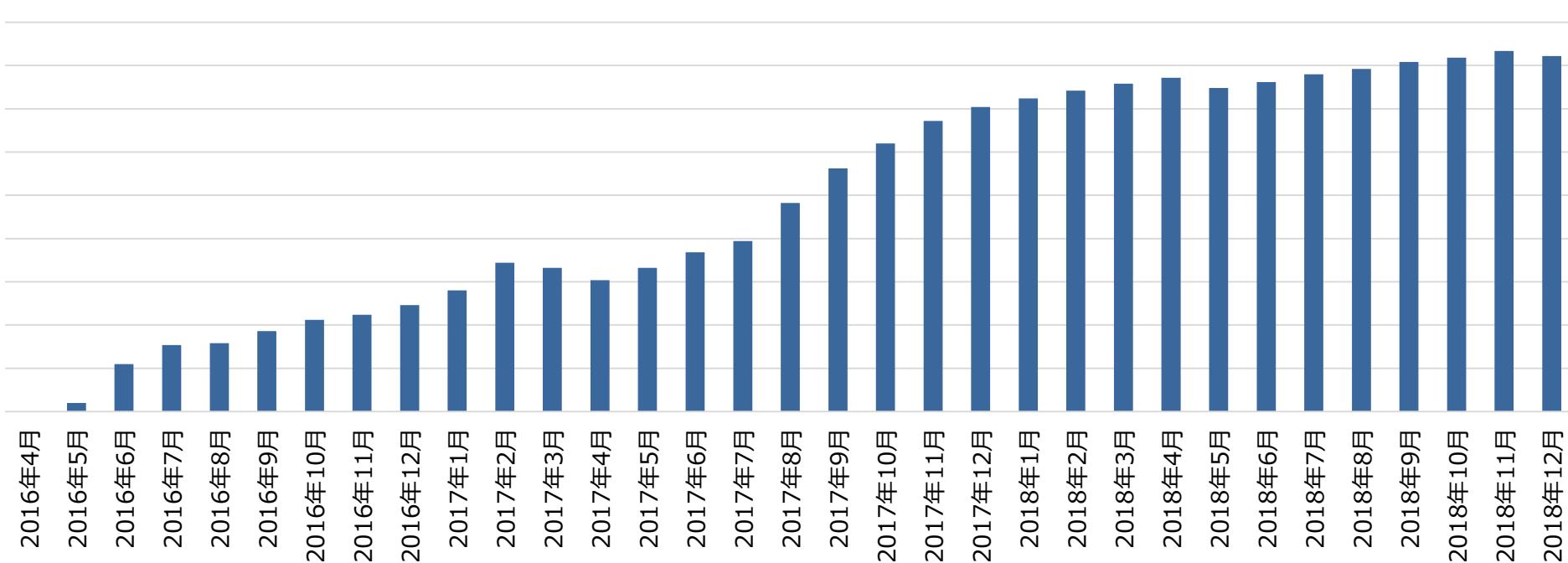
- 特別高圧・高圧の最終保障供給契約口数については、小売全面自由化以降において増加しているものの、全体の契約口数と比べると約0.05%（※）と極めて限定的な数となっている。

※特別高圧・高圧の最終保障供給契約口数比率：

約400件／約85万件＝約0.05%（2018年12月末時点 全国実績）

(件)

最終保障供給 契約口数推移（特別高圧・高圧 全国）



(参考) 供給停止時等における最終保障供給について

- 「電力の小売営業に関する指針」においては、需要家が無契約状態となり供給停止に陥ることのないよう、小売電気事業者に対し、小売供給契約の締結時等に、需要家に対して最終保障供給について説明することを求めている。

【電力の小売営業に関する指針（抜粋）】

ii) 需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明

（略）小売供給契約について需要家がクーリング・オフをした場合や小売電気事業者から解除した場合などにおいて、需要家は無契約状態となり供給が停止されるおそれがあるが、そのことを事前及び事後に需要家が知る機会を確保することが重要である。

そこで、小売電気事業者等は、需要家と小売供給契約の締結又は媒介等をしようとするとき及び需要家から小売供給契約についてクーリング・オフの通知を受けたときは、「小売供給契約について需要家がクーリング・オフをした場合や小売電気事業者から解除された場合には、需要家が無契約状態となり、電気の供給が停止されるおそれがあること、そのため、他の小売電気事業者と小売供給契約を締結するか、最終保障供給（経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給）を申し込む必要があること」を需要家に対して説明することが望ましい。

最終保障供給料金メニューについての考え方

- 経過措置期間中においては、大手電力会社（旧一般電気事業者）の特定小売供給約款に基づき、低圧需要に対する最終保障供給が行われることとなる。
- 経過措置撤廃後は、一般送配電事業者の最終保障供給約款に基づいて最終保障供給が行われることとなるところ、P22に記載のとおり、この仕組みはあくまでセーフティネットであることを踏まえると、①全ての需要家が供給を受けられること、②需要家が常時依存をしないよう、必要最低限の料金メニューであることを基本とすることが適切と考えられる。
- このため、最終保障供給約款の料金メニューについては、現在一般送配電事業者が作成している特別高圧・高圧の需要家に対する最終保障供給約款と同様に、一般送配電事業者が、最終保障供給に要するコストや、エリアシェアが大きい小売電気事業者の料金メニュー等を勘案し、説明責任を果たしつつ、自ら設定することとしてはどうか。

※一般送配電事業者が低圧需要に対する最終保障供給を行うにあたり、必要となるシステムや体制整備等の準備に期間を要することに配慮が必要。

- 他方、基本的には一般送配電事業者が自ら説明責任を果たして設定するものであるとしても、低圧分野については、その需要家に一般の消費者が含まれることも踏まえ、必要に応じて、不当な料金水準※となっていないかその妥当性についてチェックしていく必要があるのではないか。

※経過措置撤廃後においては、一般送配電事業者は、電気事業法に基づき、最終保障供給約款として経済産業大臣に届け出ることとされている。その場合、経済産業大臣は、一般送配電事業者の設定する最終保障供給の料金が、「社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、最終保障供給約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがある」場合に、その変更を命じることができる。

※現行の最終保障供給約款（特別高圧・高圧）においては、大手電力会社が設定している標準的な料金メニューの約2割増しの料金が設定されている。

(参考) 最終保障供給料金メニュー (特別高圧・高圧)

料金メニュー		最終保障供給 (特別高圧・高圧)		
適用範囲	用途	高圧または特別高圧で電気の供給を受け、契約使用期間が 1 年以内		
	契約容量他	50kW以上		
料金制		2部料金制		
主な需要		小売電気事業者のいずれとも電気の需給契約についての交渉が成立しない高圧以上の需要		
料金単価 (1月あたり)	基本料金	1kWにつき	標準電圧6,000ボルト	2,019.6 (1,684.8) 円
			標準電圧20,000ボルト	1,954.8 (1,630.8) 円
			標準電圧60,000ボルト	1,890.0 (1,576.8) 円
	電力量料金	1kWhにつき	標準電圧6,000ボルト	19.68 (17.22) 円
			夏季 標準電圧20,000ボルト	17.78 (15.62) 円
			標準電圧60,000ボルト	17.48 (15.37) 円
			標準電圧6,000ボルト	18.33 (16.08) 円
			その他季 標準電圧20,000ボルト	16.60 (14.63) 円
			標準電圧60,000ボルト	16.33 (14.42) 円

※料金単価は東京電力パワーグリッドの最終保障電力Aから引用

() 内はそれぞれ東京電力エナジーパートナーの特別高圧電力A、業務用電力 (高圧) の料金単価

3. 農事用電力向け料金メニューについて

農事用電力向け料金メニューに関する大手電力会社の発言

- 前回の小委員会において、関西電力、九州電力から、農事用電力向け料金メニューについては、経過措置解除後も、当面はこれを取りやめることは考えていない旨の発言があったところ。
- その後、事務的に他の大手電力会社 8 社（北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力、沖縄電力）について確認したところ、同様の意向を有している旨の回答を得ている。

【第 15 回電力・ガス基本政策小委員会（2月 4 日）】

＜関西電力＞

- （略）事業者としては、これまでのお客様との長年のおつき合いは大切にしたいと考えており、皆様方から頂戴しましたご意見を踏まえまして、経過措置解除後も、当面は現行農事用電力を取りやめることは考えていないということを、この場でお伝えさせていただきます。

＜九州電力＞

- （略）弊社といたしましても、お客様の声をお聞きし、九州地域の持続的な発展を支えていきたいと考えておりますので、仮に経過措置解除となりましても、当面は現行の農事用電力を取りやめることは考えておりません。